

令和7年11月佐倉市議会定例会提案目次

議案第 1 号 令和7年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 岁入歳出それぞれ 113万4,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 619億8,493万円
- ◇ 岁入歳出予算の内容
米の価格の高騰に伴い、学校給食で使用する米の購入に係る予算に不足が生ずることから、補正予算を提案するもの
- ◇ 岁入
繰入金の増
- ◇ 岁出
学校給食食材支援事業の増
- ◇ 債務負担行為補正
学校給食米購入の変更

議案第 2 号 令和7年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 岁入歳出それぞれ 13億5,030万7,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 633億3,523万7,000円
- ◇ 岁入
国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債の増
- ◇ 岁出の主なもの
給与改定・人事異動等に伴う職員人件費の補正、国庫支出金等返還経費、障害者介護給付事業、障害者訓練等給付事業、障害児通所給付事業、保育所入所委託等事業、生活保護費等給付事業、道路維持管理事業、道路改修事業及び佐倉城址公園整備事業の増、小学校情報機器整備事業、中学校情報機器整備事業及び学校給食管理運営事業の減
- ◇ 繼続費補正
消防団機庫建築事業の変更
- ◇ 繰越明許費補正
佐倉市西部保健福祉センター自動ドア装置修繕等 5件の追加
- ◇ 債務負担行為補正
職員定期健康診断業務委託等 13件の追加及び令和8年度通年業務委託等 46件の追加
- ◇ 地方債補正
公衆トイレLED照明整備事業債等 4件の追加及びこども・子育て支援事業債等 7件の変更

議案第 3 号 令和 7 年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 184 万 3,000 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 169 億 4,208 万 5,000 円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
システム改修委託料、国庫支出金等返還金の増、郵便料の減
- ◇ 債務負担行為
国民健康保険資格確認書等帳票印刷等 3 件の設定

議案第 4 号 令和 7 年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 270 万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 2,537 万 5,000 円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
職員人件費の増
- ◇ 債務負担行為
坂戸処理場維持管理業務委託の設定

議案第 5 号 令和 7 年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 8,336 万 4,000 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 160 億 3,689 万 3,000 円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
職員人件費、介護予防サービス給付費、保険料過誤納還付金などの増
- ◇ 債務負担行為
介護保険料帳票類印刷製本等 9 件の設定

議案第 6 号 令和 7 年度佐倉市後期高齢者医療特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 6 億 3,404 万 1,000 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 41 億 9,573 万 2,000 円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
システム改修委託料、後期高齢者医療広域連合納付金の増
- ◇ 債務負担行為
納入通知書等帳票類印刷（後期高齢者医療保険料分）の設定

議案第 7 号 佐倉市議会議員及び佐倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 公職選挙法施行令の改正を踏まえ、また、最近における物価の変動等に鑑み、佐倉市議会議員及び佐倉市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるもの
→ 選挙運動用ビラの作成等の公費負担の限度額について、それぞれ下表のとおり引上げ

区分	改正案	現行
選挙運動用ビラの作成	8 円 38 銭/枚	7 円 73 銭/枚
選挙運動用ポスターの作成	586 円 88 銭/枚	541 円 31 銭/枚

※ 公布の日から施行（施行の日以後その期日を告示される選挙について適用）

議案第 8 号 佐倉市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 市議会議員及び市長の選挙における選挙公報の配布方法の例外について定めるもの
→ 各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、配布すべき日（選挙期日前 2 日）までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、各世帯への配布に代えることができる旨を明記
→ これらのことによる場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないこととする。
※ 公布の日から施行

議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 議会の議員の期末手当を 0.05 月分引き上げるもの
※ 令和 7 年 1 月 1 日から適用

議案第10号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 特別職職員の期末手当を0.05月分引き上げるもの

- 対象となる職員
市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長

※ 令和7年12月1日から適用

議案第11号 一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給、通勤手当及び期末・勤勉手当を引き上げるもの

→ 月例給を引上げ（平均改定率（行政職給料表）：3.2%）

※ 令和7年4月1日から適用

→ 自家用車等の使用者に係る通勤手当を引上げ（引上幅：10円～12,900円）

※ 令和7年4月1日から適用

→ 期末・勤勉手当を0.05月分引上げ

※ 令和7年12月1日から適用

議案第12号 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、条例で定める独自利用事務の範囲を改めるもの

→ 「生活に困窮する外国人に対する保護の実施」が同法に規定する「準法定事務」とされたことに伴い、本市の独自利用事務の範囲から「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」を削除

- 独自利用事務
社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定めることにより個人番号の利用が可能となる事務をいう。

- ・ 「準法定事務」
個人番号の利用が可能とされる同法別表に掲げられた事務（法定事務）に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）として主務省令で定められたものをいう。

- ◇ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき地方公共団体が移行を目指す標準準拠システムの共通機能のうち、「住登外者宛名番号管理機能」について、市がこれを用いて事務を処理できるよう、条例で定める独自利用事務の範囲等を改めるもの

- ・ 標準準拠システム
同法に規定する標準化基準に適合する基幹業務システムをいう。
- ・ 「住登外者宛名番号管理機能」
市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。

- 独自利用事務に「住登外者宛名番号管理機能」による「住登外者」の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」を追加
- 情報連携の対象となる特定個人情報（一部を除く。）に「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を追加
- 一定の事務を情報連携の対象となる事務に追加し、当該事務を処理するために必要な限度で利用できる特定個人情報を「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」とする。
- その他所要の規定の整理を行う。

※ 公布の日から施行

議案第13号 佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、条例の名称の変更その他所要の整備を行うもの
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の名称及び目的に合わせ、条例の名称（改正後：「佐倉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」）等を変更
 - 電子申請による場合における手数料の納付方法について、電子納付によることを可能とする。

- 電子申請等によることが適さない手続等（虚偽の有無を対面で確認する必要があるもの等）については、電子申請等によることができないこと（適用除外）とする。
 - 市の機関が住民票の写し等の書面等によらずに必要とする情報の入手・参照ができる場合には、当該書面等の添付を省略することを可能とする。
 - その他所要の規定を整備
- ※ 令和8年1月1日から施行

議案第14号 佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 建築基準法施行令の改正に伴い生ずる引用条項のズれを整理するもの
- ※ 公布の日から施行

- ◇ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、手数料を徴収する事務の内容等を改めるもの
 - 法律の題名の改正（改正後：マンションの再生等の円滑化に関する法律）に伴い、引用する法律の名称を変更
 - 耐震性不足等で建替え等をする場合における特定行政庁の許可による高さ制限の特例の創設に伴い、手数料を徴収する事務に当該特例に係る許可の申請に対する審査を追加
- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第15号 佐倉市高齢者等ふれあい配食サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 近年の物価及び人件費の高騰により配食サービスの提供に要する費用が増加している状況を踏まえ、利用料の額を引き上げるもの
 - 利用料を450円（現行：350円）に引上げ
- ※ 令和8年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第16号 佐倉市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉市公共施設等総合管理計画に基づき、令和8年3月31日をもって、米戸青年館等6の青年館を廃止するもの
→ 次に掲げる青年館を廃止
- ① 米戸青年館（米戸294番地）
 - ② 井野町青年館（井野1613番地）
 - ③ 堀の内青年館（大蛇町289番地4）
 - ④ 神門青年館（神門532番地）
 - ⑤ 太田青年館（太田1504番地）
 - ⑥ 天辺青年館（天辺172番地）
- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第17号 佐倉市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 業務の効率化を図るため、教育センターが行う事業の見直しを行うもの
→ 同センターが行う事業から下表に掲げる事業を除外
- | 事業 | (参考) 予定する移管先 |
|-------------|--------------|
| 学校図書館に関すること | 指導課 |
| 情報教育に関すること | 学務課 |
- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第18号 佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉城址公園の田町駐車場及びその周辺の区域のうち、市長が指定する区域を指定管理者による管理とするために必要な規定を整備するもの
→ 次に掲げる業務を同区域の指定管理者が行う業務として規定
- ① 同区域の維持管理に関すること。
 - ② 同区域における行為の許可に関すること。
 - ③ 同区域における占用の許可（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物に係るものに限る。）に関すること。

→ 上記②の許可に係る利用料金は指定管理者の収入とし、下表に定める額（現行どおり）の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為をすること	1人 1日	250円
	1m ² 1日	170円
業として行う写真、映画等の撮影（報道等の取材に伴うものを除く。）	1件1時間	5, 550円
興業	1m ² 1日	60円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1m ² 1日	12円

※ 令和10年4月1日から施行（経過措置あり）

◇ 都市公園法に規定する公募対象公園施設に係る公募設置等計画の認定を受けた者が公園管理者の許可を受けて設置する一定の占用物件に係る占用料を追加するもの

・ 公募対象公園施設

飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるものをいう。

※ 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

→ 次の占用物件（利便増進施設）に係る占用料を追加

占用物件	単位	占用料
自転車駐車場	占用面積1m ² につき 1年	1, 100円

※ 令和8年4月1日から施行

議案第19号 佐倉城址公園整備等事業者選定委員会条例の制定について

◇ 佐倉城址公園に係る公募対象公園施設の設置等予定者及び指定管理者の候補者の選定に関すること等について調査審議するため、佐倉城址公園整備等事業者選定委員会を設置するもの

→ 委員会の所掌事務等について規定（概要は下表のとおり）

所掌事務	① 事業提案の実施要領に関すること。 ② 事業提案を評価するための選定基準に関するこ と。 ③ 設置等予定者を選定するための評価の基準に関 すること。 ④ 公募設置等計画の審査に関するこ と。 ⑤ 設置等予定者及び指定管理者の候補者の選定に 関すること。 ⑥ その他設置等予定者等の選定に関し必要と認め ること。
組織	5人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる 者のうちから市長が委嘱 ① 学識経験者 ② 公募市民 ③ その他市長が必要と認める者
任期	委嘱の日から設置等予定者等の選定が終了する日ま で

◇ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に
規定する特別職の職員の報酬に同委員会の委員に係るものを追加す
るもの

→ 同委員会の委員長の報酬を日額8,100円、委員の報酬を日額
7,600円とする。

※ 公布の日から施行

議案第20号 佐倉市道路線の認定について

◇ 開発行為に伴い、井野地先の1路線を佐倉市道として認定するもの

議案第21号 佐倉市道路線の変更について

◇ 四街道市との協定において佐倉市が維持管理を行うものとされた
文巻橋外2橋の維持管理を行うため、市道I-33号線外2路線の起
点又は終点をそれぞれの橋梁の存する四街道市の地先に変更するも
の

→ 下表のとおり路線の起点又は終点を変更

路線名	橋梁名	変更後	変更前
I-33号線	文巻橋 (起点)	四街道市物井 287番2地先	佐倉市山王一丁目 1番1地先
II-16号線	大篠塚橋 (終点)	四街道市山梨 2197番1地先	佐倉市大篠塚 72番1地先
4-355号線	物井橋 (終点)	四街道市物井 194番4地先	佐倉市太田 2800番地先

議案第22号 区域外道路の認定の承諾について

◇ 四街道市長からの依頼に応じ、同市長による区域外道路の認定について承諾するため、議会の議決を求めるもの
→ 同市長から、令和7年10月17日付けで、当市との協定において四街道市が維持管理を行うものとされた橋梁（松山橋）の維持管理を行う上で必要と認められるとして、当市の一部を含む下記路線について、道路法第8条第3項の規定による認定を行うため、同項後段に規定する当市の承諾を求める依頼があったことから、これに応じるため、同条第4項に規定する議会の議決を求める。

区分	内容
路線名	四街道市道物井55号線
区域外延長	L=17.45メートル
区域外幅員	W=7.0メートル
区域外箇所	佐倉市大篠塚26番4地先

- ・ 道路法（抜粋）
(市町村道の意義及びその路線の認定)
第8条 (略)
 - 2 (略)
 - 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
 - 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
 - 5 (略)

議案第23号 財産の取得について

- ◇ ふるさと広場拡張整備事業により整備する公園の用地として、佐倉市臼井田字遠部に所在する土地を5,794万5,360円をもって取得するもの
→ 対象となる土地

区分	土地①	土地②
所在	佐倉市臼井田字遠部	同左
地番	2720番	2762番
地目	畠	同左
地積	1,646.32m ²	8,011.24m ²

議案第24号 財産の取得について

- ◇ ふるさと広場拡張整備事業により整備する公園の用地として、佐倉市臼井田字遠部に所在する土地を3,000万1,020円をもって取得するもの
→ 対象となる土地

区分	土地
所在	佐倉市臼井田字遠部
地番	2729番
地目	畠
地積	5,000.17m ²

議案第25号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉市志津コミュニティセンターの指定管理者として、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間、山万総合サービス株式会社を指定するもの
→ 現在までの同施設の指定管理者による管理
① 平成21年4月1日～平成24年3月31日
② 平成24年4月1日～平成29年3月31日
いずれもテルウェル東日本株式会社

議案第26号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの指定管理者として、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間、テルウェル東日本株式会社を指定するもの

議案第27号 指定管理者の指定について

- ◇ 南部地域福祉センターの指定管理者として、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間、社会福祉法人愛光を指定するもの
→ 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成18年4月1日～平成21年3月31日
 - ② 平成21年4月1日～平成24年3月31日
 - ③ 平成24年4月1日～平成25年3月31日
 - ④ 平成25年4月1日～平成28年3月31日
いずれも社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
 - ⑤ 平成28年4月1日～令和3年3月31日
 - ⑥ 令和3年4月1日～令和8年3月31日
いずれも社会福祉法人愛光

議案第28号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉市スマートオフィスプレイスの指定管理者として、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間、山万グループを指定するもの
→ 現在までの指定管理者による管理
- ① 令和2年4月1日～令和5年3月31日
 - ② 令和5年4月1日～令和8年3月31日
いずれも山万グループ

議案第29号 指定管理者の指定について

- ◇ J R 佐倉駅北口自転車駐車場等の市営自転車駐車場12施設の指定管理者として、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間、サンエス警備保障株式会社を指定するもの
→ 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成18年4月1日～平成23年3月31日
 - ② 平成23年4月1日～平成28年3月31日
 - ③ 平成28年4月1日～令和2年3月31日
　　いずれも一般社団法人日本駐車場工学研究会
 - ④ 令和2年4月1日～令和3年3月31日
　　株式会社日本駐車場工学研究会
 - ⑤ 令和3年4月1日～令和8年3月31日
　　サンエス警備保障株式会社

議案第30号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

- ◇ 令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するもの

質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 田仲 知代（たなか・ともよ）氏の任期が、満了（令和8年3月31日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
→ 任期
令和8年4月1日～令和11年3月31日